

SoftBankカード規約

SoftBankカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がソフトバンク株式会社(以下「SB」という)、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社(以下「SBPS」という)と提携して発行するクレジットカードをSoftBankカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)セゾンカード規約及び本特約、並びにSBPSが別途定めるSoftBankマネーサービス利用規約(以下「マネー規約」という)を承認し、当社とSB及びSBPS(以下、併せて「三社」という)に本カードご利用のお申込みをされ、三社が本カードのご利用を認めた方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。

(2)本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けることを承認されたご家族で、三社に入会のお申込みをされ、三社が本カードのご利用を認めた方(以下「家族会員」という)に家族カードを発行いたします。

(3)本会員と家族会員(以下、併せて「会員」という)の集まりをセゾンサークルといたします。

第3条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものとします。

第4条(SoftBankマネーサービス)

(1)本カードについては、SBPSが企画・運営・提供するSoftBankマネーサービス(以下「SBマネーサービス」という)が適用されます。当社が提供するポイントプログラムは適用されません。

(2)SBマネーサービスは、マネー規約に基づき提供されます。

(3)SBPSは、本会員に対し本特約及びマネー規約に基づき、当該本会員とその家族会員のカードのご利用代金の合計額に対して、マネー規約第2条に定めるSoftBankマネー(以下「SBマネー」という)を付与するものとします。なおSBPSは、SBPS所定の時期・方法により、会員に対しSBマネーを付与することもできるものとします。

(4)前項のカードご利用代金には、キャッシングサービス利用代金、分割・リボ払い手数料等、SBPS所定のものは含みません。

(5)SBPSは、会員がセゾンカード規約、本特約又はマネー規約を遵守していないとSBPSが認めた場合、当該会員へのSBマネーの付与を拒否することができます。

(6)SBマネーは、利用代金の全部又は一部が本カードで有効に決済されなかった場合等、付与されない又は一旦付与されてもSBPS所定の方法により取り消されることがあります。

(7)会員は、SBマネーサービスの特典を受ける場合、SBPS所定の方法での提供を請求するものとします。なお、当社は当該特典の提供に関し、会員とSBPSの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

第5条(サービスの利用)

(1)会員は、当社がセゾンカード規約及び本特約に基づき提供するサービス等を利用する場合、セゾンカード規約及び本特約の定めに従うものとします。なお、SB及びSBPSはこれらのサービス提供又は利用に関し、会員と当社との間に生じる紛議については一切責任を負わないものとします。

(2)会員は、SBPSが本特約及びマネー規約に基づき提供するサービス、並びに次項に定めるソフトバンク株式会社のグループ企業(以下「SBGグループ企業」という)が提供するサービス等を利用する場合、SBGグループ企業各社所定の方法により利用するものとします。なお、当社はこれらのサービスの提供又は利用に関し、会員とSBGグループ企業各社との間に生じる紛議については一切責任を負わず、会員はこの紛議を理由に当社に対する一切の債務を免れることはできません。

(3)ソフトバンク株式会社及びソフトバンク株式会社が直接間接に50%以上の資本関係を保有又は実質的に支配している子会社を総称してSBGグループ企業といいます。

第6条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(7)本カードの会員資格を喪失した場合には、何ら意思表示を要することなく直ちに、当該会員とSBPSとの間のマネー規約に基づく利用契約は終了するものとします。

第7条(適用規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約及び本特約、並びにマネー規約が適用されます。セゾンカード規約と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードのうち、SoftBankカード プレミアム アメリカン・エキスプレス・カードについては、セゾンカード規約(第39条を除く、第6章(セゾンアメリカン・エキスプレス・カードの特則)を含む)及び本特約、並びにマネー規約が適用されます。セゾンカード規約(第39条を除く、第6章(セゾンアメリカン・エキスプレス・カードの特則)を含む)と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第8条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

SoftBankカード規約

SoftBankカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がソフトバンク株式会社(以下「SB」という)、ソフトバンク・サービス株式会社(以下「SBPS」という)と提携して発行するクレジットカードをSoftBankカード(以下「本カード」といいます)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)セゾンカード規約及び特約、並びにSBPSが別途定めるSoftBankマネーサービス利用規約(以下「マネー規約」といいます)を承認し、当社とSB及びSBPS(以下併せて「三社」といいます)に本カードご利用のお申込みをされ、三社が本カードのご利用を認めた方(以下「本会員」といいます)に、本カードを発行いたします。

(2)本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けたことを承認されたご家族で、三社が本カードのご利用を認めた方(以下「家族会員」といいます)に家族カードを発行いたします。

(3)本会員と家族会員(以下併せて「会員」といいます)の集まりをセゾンサークルといたします。

第3条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものとします。

第4条(SoftBankマネーサービス)

(1)本カードについては、SBPSが企画・運営・提供するSoftBankマネーサービス(以下「SBマネーサービス」といいます)が適用されます。当社が提供するポイントプログラムは適用されません。

(2)SBマネーサービスは、マネー規約に基づき提供されます。

(3)SBPSは、本会員に対し本特約及びマネー規約に基づき、当該本会員第2条に定めるSoftBankマネー(以下「SBマネー」といいます)を付与するものとします。なおSBPSは、SBPS所定の時期・方法により、会員に対しSBマネーを付与することもできるものとします。

(4)前項のカードご利用代金には、キャッシングサービス利用代金、分割・リボ払い手数料等、SBPS所定のものは含みません。

(5)SBPSは、会員がセゾンカード規約、本特約又はマネー規約を遵守しないとSBPSが認めた場合、当該会員へのSBマネーの付与を拒否することができます。

(6)SBマネーは、利用代金の全部又は一部が本カードで有効に決済されなかった場合等、付与されない又は一旦付与されてもSBPS所定の方法により取り消されることがあります。

(7)会員は、SBマネーサービスの特典を受ける場合、SBPS所定の方法でその提供を請求するものとします。なお、当社は当該特典の提供に関し、会員とSBPSとの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

第5条(サービスの利用)

(1)会員は、当社がセゾンカード規約及び本特約に基づき提供するサービス等を利用する場合、セゾンカード規約及び本特約の定めに従うものとします。なお、SB及びSBPSこれらとのサービス提供又は利用に関する会員と当社との間に生じる紛議については一切責任を負わないものとします。

(2)会員は、SBPSが本特約及びマネー規約に基づき提供するサービス、並びに次項に定めるソフトバンク株式会社のグループ企業(以下「SBGグループ企業」といいます)が提供するサービス等を利用する場合、SBGグループ企業各社所定の方法により利用するものとします。なお、当社はこれらのサービスの提供又は利用に関する会員とSBGグループ企業各社との間に生じる紛議については一切責任を負わないものとします。

(3)ソフトバンク株式会社及びソフトバンク株式会社が直接間接に50%以上の資本関係を保有又は実質的に支配している子会社を総称してSBGグループ企業といいます。

第6条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(7)本カードの会員資格を喪失した場合には、何ら意思表示を要することなく直ちに、当該会員とSBPSとの間のマネー規約に基づく利用契約は終了するものとします。

第7条(適用規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約及び本特約、並びにマネー規約が適用されます。セゾンカード規約と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードのうち、SoftBankカード・プレミアム・アメリカン・エキスプレス・カードについては、セゾンカード規約(第39条を除く、第6章セゾン・アメリカン・エキスプレス・カードの特則)及び本特約、並びにマネー規約が適用されます。セゾンカード規約(第39条を除く、第6章セゾン・アメリカン・エキスプレス・カードの特則)と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第8条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。